

第 2 7 回議会運営委員会記録

令和 6 年 7 月 4 日

【開催日】 令和6年7月4日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	山田伸幸	議員	吉永美子
議員	矢田松夫		

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 議会基本条例の検証について
- 2 議会議員政治倫理条例について
- 3 服装の自由化について
- 4 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について
- 5 陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）の審査において挙げた検討事項について
- 6 その他

午前10時 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開催い

たします。本日、吉永議員、山田議員、矢田議員の3名が委員外議員として出席を御希望されておられます。委員外議員として出席いただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、吉永議員、山田議員、矢田議員、席にお着きください。

（山田伸幸議員、吉永美子議員、矢田松夫議員 着席）

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項1点目に入りたいと思います。議会基本条例の検証についてです。これはもう近々入っていくことになるんですが、この検証全般についてどのように進めていくかなど、委員の皆様から御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

伊場勇委員 この議会基本条例の検証については、2年経過した後ということで、早急に取りかからなければならない事案でございます。例年、アンケートを全議員から徴収して、その結果を踏まえて議会運営委員会で検証していたところでございます。しかし、このたびは意見聴取の場を設けまして、議員全員で意見を出し合い、それを基に基本条例の検証を行ったかどうかと考えております。

宮本政志委員長 今、創政会の伊場委員から、まず意見聴取を目的とするという御意見がありました。今の伊場委員の意見に対して、あるいはそれに付随する意見などがほかにもございますか。

大井淳一郎委員 議会基本条例の検証については、過去、形式的なアンケートを取って、全議員から意見を聞いた上で議会運営委員会において行ってきました。改選前は会派の数が少なかったこともあって、無所属議員にも議会運営委員会に出てもらったという経緯があります。具体的な検証については、どのようなメンバーで行うのかなどを今後も協議していくんですが、先ほど伊場委員からありましたように、意見聴取の場として、アンケートに代わるものとして、本市議会にこういった課題があり、そ

れに伴って議会基本条例をどのように改正し、また、運用していくのかを全議員で話し合うべきだと思います。

宮本政志委員長　そうすると、伊場委員と大井委員は、アンケートではなくて話合いの場を設けるということですから、一同が集まる場をつくったほうがいいという御意見ですね。委員外議員の方も御遠慮なさらず発言してください。

笹木慶之委員　我々の会派もこの件についてはしっかり議論しました。そういった中で、諸事情を十分確認した中でしかるべき方向性を求めていくということで、そういう場でその方向性を確認しながら新たな方向性を求めるということがいいんじゃないかという意見になりました。

宮本政志委員長　笹木委員、「諸事情を加味し、しかるべき方法を」と言われました。「しかるべき方法」とは何ですか。先ほど大井委員と伊場委員は、その方法を具体的に言われたんです。至誠一心会としてのしかるべき方法を具体的にお聞きします。

笹木慶之委員　特段のしかるべき方法について、ここでは申し上げておりません。先ほどあったように、状況をしっかり把握する方法を取りながら今後の方向性を定めていきたいということで、会派の中で議論しておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

吉永美子議員　伊場委員と大井委員からもありましたように、アンケートを取られたこともよかったと思うんですけど、全員がそろう場での発言を聞くことによって、「自分はこう思っていたけどそういう考え方もあるな」ということがあり得えます。ホームページで公開している前回の議会基本条例の検証結果も踏まえて、皆さんで議論していったほうがよりよいものになっていくと思っておりますので、大賛成です。

矢田松夫議員 現状認識というのかな。改正しなければならない事項について洗い出すことは今後やっていかないとはいけないけど、そのやり方については、やはり何らかのたたき台がないといけない。漠然と第1条から「皆さん、どうですか」と聞くよりは、ある程度議会運営委員会のメンバーでたたき台を出して、いわゆるヒント、道しるべが必要じゃあないかと思うんですよ。皆さんで議論するのは賛成です。ただ、やり方については、そういうほうがやりやすい、21人が意見を出しやすいと思います。

宮本政志委員長 今、矢田議員がおっしゃったことは、実は私も少し気になっていたんです。伊場委員、大井委員、吉永議員の御意見をお聞きしたいと思ったのはそこなんです。つまり、前文から全ての条文を扱っていく方法をお考えだったのか。矢田議員は、あらかじめ議会運営委員会で絞ってから出したほうがという方法をおっしゃったんです。伊場委員、大井委員、吉永議員、皆で話し合うとした場合には、全条文を扱っていくのか、それとも、矢田議員が言われるように、議会運営委員会が範囲を絞ってから全議員で議論したほうがいいのか、その辺はどうですか。

伊場勇委員 矢田議員が言われる意見を出しやすいやり方は、とても重要だと思います。「さあ、どうですか」というんじゃないくて、一つ一つ検証するべきだと思います。月日がたって、少し条文も疲弊しているというか、社会通念上、今の議会にそぐわないところもあるかと思います。例えば、こういった変更をしたらどうかなど、少しヒントや道しるべ、例えば、条文をこう変えるという案のようなものがあれば、それを比べて意見が出やすいのかなと感じました。逐条解説についても一緒に出したらいいかと思いました。(発言する者あり)全条文を扱うということです。

吉永美子議員 先ほど発言させていただきましたけれども、前回出しております検証結果がありますよね。これを踏まえて、例えば、「第1条はある程度達成となっているけど、どうですか」という投げかけ的なところで、前の検証結果を踏まえて今の現実はどうなんだろうかなんか等はどうかなと思っ

たので、発言させていただきます。

山田伸幸議員 議会基本条例が、そもそも何のためにつくられたのかということからです。今の私たちの現状は、議会基本条例に沿っているかということ考えたときに、そもそも議会基本条例をつくろうとした精神というのは、市民に開かれた、市民の声がきちんと届く、そして、それを議員が把握して体現していくという方向だったと思うんです。そのために説明責任が必要という中で議会報告会などをやって、いろいろな厳しい意見なども伺いながら、ちょっとずつ変えてきたと思うんです。最近、人は確かに集まっているんですけど、議員がそういった市民の負託に応えられるように研さんを積んでその場に臨んでいるかっていうと、ちょっと疑問がある。その辺で、議会基本条例については、議員になったときに一度研修をされたかもしれないですけど、議員とは何ぞやというところに一度立ち返って考えていかないといけない。条文だけを追っでもなかなか難しいんじゃないかなと。前の検証のときに私も参加しましたが、問題があるような条文はなかったわけです。現在にふさわしくないということは、あまりなかったと思います。ただ、全国にはいろいろなやり方があって、その中で議会が市民の信頼を得られるかどうか、そういう議会となっているかどうかが一番大事なことだと思っておりますので、そういった見地でこの検証についてやられたらどうかと思います。

宮本政志委員長 山田議員の御意見からすると、やはり前文から1条ずつ丁寧にということだと受け止めました。議会運営委員会で集約して、ふるいにかけてという方向じゃないと思ったんですけど、その辺りはどうですか。

山田伸幸議員 現在、作成したときの議論をしてきたのは、高松議長、私、吉永議員で、あのときに何十回も審査をやりました。その中身は、やはり良いものをつくって良い議会にしていこうという思いがあふれたものだ

ったと思います。ただ、それが今の議員たちに伝わっているかというと、残念ながらそう思えない節があちこちに出てきて、議論ができない議会になっている。その辺をいま一度立ち返って振り返るべきではないかと思います。

宮本政志委員長　そうすると、条文の全てを全議員で議論していかないといけない。先ほど矢田議員がおっしゃったような形で議会運営委員会がふるいにかけてしまうと、議員全員で議論する場が省かれてしまうと。そうすると、前文から全ての条文を議論していくということによろしいですか。

大井淳一郎委員　矢田議員が言われているのは、条文を絞るということよりも、要は意見が出やすいような進め方をしてほしいということです。条文を1条ずつ追っていくやり方でもいいと思うんですけど、吉永委員も言われたように検証結果を参考資料として出すと、ここは達成できている、達成できていない、こういった課題があると書いてあるんです。それを見ながら示していくと、意見が出やすいということだと思うので、そういう進め方であればいいと思います。

宮本政志委員長　進め方は皆さんから御意見が出ましたので、大体定まってきました。この議論は、討論と言い換えてもいいんですが、先ほど伊場委員が冒頭で言われたのは、政策討論会とは少し違う趣旨だと線引きするという前提で言われたのか、それとも、そもそも政策討論会という位置づけで考えておられるのか、その辺りの御意見はどうですか。

伊場勇委員　政策討論会となると、議会基本条例も政策といえれば政策なのかもしれないんですが、討論する場というよりもいろいろな意見があっていると思うんですよ。現状をしっかりと把握するのが意見聴取の場です。例えば、そういうことはないかもしれませんが、間違った認識をされている方もいらっしゃるかもしれない。その理由は、条文が理解しにく

いからなのかもしれない。そういうところは活発な意見が必要かと思います。討論というのは意見をぶつかり合わせるものなので、政策討論会としてやるよりも、意見を引き出しやすい環境をつくって、いろいろな意見があって、それを参考に議会運営委員会が検証するというスキームでいったほうがいいという考えでございます。

宮本政志委員長　今、伊場委員は、政策討論会という位置づけではなくて、それ以外の位置づけということを言われたんですが、ほかの皆さんはいかがですか。

大井淳一郎委員　議会基本条例第9条に政策討論会についての条文があります。

「議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。」とあります。あくまでも「市政に関する重要な政策又は課題に対して」ということです。先ほどから話をしている意見聴取の場というのは議会基本条例の検証の前提として行うべきものですので、この政策討論会の条文そのものにはなじまないのかなという理由で、今回は意見聴取の場として述べさせていただきました。

宮本政志委員長　そうすると、創政会とみらい21は同じですね。政策討論会という位置づけではないということ言われていますが、そのほか委員外議員の皆さんや至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員　我々は、前にも少し申し上げたと思いますが、会派においてしっかり検討するという立場での取扱いを今実行しているという状況です。したがって、先ほどあったような形ではなしに、あくまで事案を確認しながら本当にそのことがいいのかどうかということを、それぞれの立場に立って、そして、自分たちの意見を言いながらその方向性を定めていくということが、我々の会派としての方向性だと思います。他の会派に関わるような問題が起こったときには、またそれはそれとしてしっかり

検討すればと思いますが、やはり専門的な立場に立って、そういった案件が本当にクリアできるのかどうかということをしつかり考え述べていきたいと、現状では考えております。

宮本政志委員長 政策討論会という位置づけをするべきかどうかは、どうですか。

笹木慶之委員 だから、政策討論会という固有名詞を使うのではなしに、しっかりした議論をする場を設けていきたいということで、意見交換会をしたいということです。

宮本政志委員長 政策討論会としての位置づけでは行わないということですね。委員外議員の方、御意見はございますか。

矢田松夫議員 今回の条例の見直しというのは、やはり市民に対して、今、議員がどのような立場なのか、開かれた議会とか、説明責任とか、私たち議員が市民に対してどういう状況にあるのかということを洗いざらしに出した上で条文と現状がそぐわないところを出すわけですよね。そうすると、議員が自分の置かれている現状を率直に話ができるかどうかなのか。例えば一般質問がそうなんですけど、市長の政治責任を明らかにする場なんだけど、実際に今の一般質問がどうなのか。例えば一般質問に対して、自分は条文どおりにできているのかと考える。自分の地区じゃないけど、そういうのを洗い出すときに一番いい方法は、討論集会よりも、一つの手段としてたたき台とかアンケートとかを材料にして、今後どういうふうにするのかという手法も必要じゃないかなと思うよね。僕らは何をするかとは、やはり自分たちをさらけ出さないとできないだろう。上っ面だけで現状にそぐわないとか、社会情勢に合っていないとか、時代にそぐうとか、そぐわないとかそれだけじゃなくて、自分らが洗いざらしに出さないといけないと思う。僕自身もそうだと思うんだけどね。だから、この辺が必要だ。どういう話を持って行って改正するかという

のは必要じゃないかなと思う。

宮本政志委員長 非常に貴重な御意見ですね。基本条例の検証の前に議員全員で議論していきましようという試みに関しては、政策討論会という位置づけではしないという方向性で、議会運営委員会で決定としてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、政策討論会ではないですから、政策討論会実施要綱は直接絡んできませんが、公開の関係などいろいろ出てきますよね。

伊場勇委員 場所も第二委員会室ぐらいで。あまり広過ぎると自由闊達な意見が出にくいと思います。第二委員会室でお願いします。そして、公開については、先ほど私も言いましたが、そういうことはないかもしれませんが、認識が間違っている方もいらっしゃるかもしれない。それも全部含めて意見なので、それを吸い上げる場としては非公開でよろしいのかと思います。自由闊達な意見を出していただくこと、先ほど矢田委員が言いましたが、しっかりさらけ出さなきゃいけない。それはそのとおりだなと思いました。また、実際、我々のことがこの基本条例にしっかり書かれているので、自問自答しながら意見を頂きたいというところがありますので、それも踏まえた上で非公開ということによろしいのかと思っています。

宮本政志委員長 伊場委員、仮に政策討論会であれば、会議録は作成しませんとうたってあります。今、非公開とおっしゃったのは、全てにおいてですか。傍聴、中継等も全てにおいて非公開ということをおっしゃったんですね。

伊場勇委員 そのとおりです。

宮本政志委員長 今、伊場委員からは全て非公開という意見がございましたけど、この公開についての御意見はございますか。

山田伸幸議員 自由な意見が言えないというのは、理由として問題があるんじゃないかと思います。というのも、今までどんどん公開してきて、それはもう乗り越えてきたと自分の中で思っています。公開しないというのは、例えば、個人の問題が出てくるなどのときに限られていたと思うんです。議員がどういう場面でやっていくのか、それがどこにも規定されないものでやるのか、まずはそこをはっきりさせて、今の話だと基準のないものでそういう議論をして、そこから出てきたものが今度は条例の改正につながっていくということになると思うんですけれど、それはどうなのかと疑問を持ちます。

宮本政志委員長 今、伊場委員と山田議員の御意見が出ました。政策討論会という位置づけであれば、議員の意見交換の場であるという理由から会議録は作成しませんとなっているんですけども、政策討論会の位置づけとはちょっとずれます。だから、公開か非公開か、公開の部分でもこの部分は非公開や全面的に公開、あるいは創政会が言われるように全てが非公開と、いろいろな議論に入っています。

山田伸幸議員 この間、常任委員会や特別委員会がいろいろ出てきました。やはりその中で皆さんの議論を聞いて思っているのは、今何を議論しているのかをなかなか理解されないで発言されているのをよく見るんですよ。もう本当に残念な話なんですけど、やはり1、2の議論さえできていなかったというのが、結論として私の中にあります。やはりそういった方も含めてやるということは、ある程度鍛えていくということにはなるんですけど、しかしながら、私たち議会というのは基本的には公開を原則としてやってきたわけですから、そこを破るにはそれなりの理由が必要だと思うわけです。

宮本政志委員長 今、山田議員が言われたのは、まさに基本条例第2条でもうたっていますね。市民に開かれた議会を目指すという形です。その透明

性から少し離れる非公開ということを経るにはそれなりの論議が必要じゃないですかと。それはごもっともだと思います。その辺りも踏まえて、皆さん、御意見はございますか。

森山喜久副委員長 山田議員が言われる会議の公開というのはごもっともなんです。ただ、「議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。」となっており、私たちが今回やろうとしていることは委員会等に該当するかどうか。該当するのであれば原則公開ですが、当初から言っているように、意見聴取をする場、皆の意見を引き出そうという場でありますので、「原則公開」の「原則」には該当しないと認識しております。どうでしょうか。

山田伸幸議員 今の話だと単なる意見交換であるという話ですね。ですけど、事は議会基本条例を見直していこうという中身ですよ。それを非公開でやって、公式の意見として取り扱えるのかどうかですよ。そこで公開の原則から、単なる意見交換で出たものが議会運営委員会なりに関わって行くのか。それはやはりちょっと違う方向ではないかと思えますけどね。

宮本政志委員長 山田議員、少し訂正です。全議員が集まって話し合う場をもって見直しをするのではなくて、冒頭に伊場委員が言われたように、意見を聴取して、それを参考にした上で議会運営委員会、これは委員外議員の方にも出席していただくようになりますけど、その場で検証に入ります。話合いの場で見直すという流れにはなりません。ただ、先ほどから山田委員、森山副委員長、伊場委員が、公開、非公開のところでの議論になっておりますので、特に議会運営委員の方、御意見があればお願いします。至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 先ほどの方向性の中で少し申し上げましたが、何かを求めて議論して方向性を固めようとするならば、やはりいろいろな意見を確認し

ながら方向性を定めていかなければならないと思います。そういう過程の中で公開か非公開かという議論をするのではなしに、内容をしっかりつかめるような研究会といいますか、意見交換会をしっかりと行いながら方向性が定まれば、その定めた方向性で公開の場でしっかりやればいいと思うんです。しかし、それに行き着くまでのものについてはやはり非公開でしっかり議論すべきじゃないかなと思います。というのも、まだ結論が出てないものを結論めいたような形で発言は忍びないなと思いますので、そういう方向性の中で非公式、公式ということは、やはり厳格に捉えて対応すべきじゃないかなと思っております。

宮本政志委員長　だから、今厳格に対応しようとしています。これが、例えば来年に議会基本条例の検証に入ることであれば、まだ時間がありますから公開か非公開かをゆっくり時間をかけて議論すればいいんです。しかし、条例でうたってあるように、これは近々に着手することになります。今日のこの議会運営委員会で、先ほど政策討論会としての位置づけではありませんと、全議員で議論し合う場を設けましょうということが決まりました。それに対して公開か非公開かということを決めないと、もう7月に入っておりますので、この検証がずるずると先延ばしになることは避けたいと思っております。今、非公開か公開かを議運決定したいので議論に入っております。ですから、その辺りで御意見はほかにございますか。

大井淳一郎委員　第34条に書いてありますように、議会基本条例は最終的には議会運営委員会の中で検証されるものであり、これは公開の場でされるものです。その場合は、我々議会運営委員だけではなく、今日のように、政党会派はもちろん無所属議員にも出席する機会を与えるべきだと思っております。その前提としての意見聴取の場でございますので、今回は非公開なのか、公開なのかについて、非公開は後ろ向きみたいなことになるんですけど、意思形成過程にすぎませんので、意見聴取の場として捉えるならば別に公開する必要はないのかなと考えます。

宮本政志委員長　今、大井委員がきれいにまとめてくれました。矢田議員、山田議員、吉永議員は何かございますか。

山田伸幸議員　それまでに議会基本条例がなぜ制定されたのかをもう一度勉強したほうがいいと思いますよ。それが分かっていなくては検証も何もありませんよ。残念ながら、それが我が山陽小野田市議会の現状ではないかと思っています。

大井淳一郎委員　今、山田議員がどういう意図で言われたか分かりませんが、今回の議論を、議会基本条例の検証を通して議員とはどうあるべきかをきちんとやってくれというのは、山田議員が言われるとおりだと思います。

宮本政志委員長　そうしますと、先ほど大井委員が言われたところかと思うんですが、どちらにせよこの見直し、検証は議会運営委員会、つまり公開の場で扱うようになります。当然結論は公開ですね。ですから、その前段である全議員での議会基本条例についての話し合いは非公開ということですが、大井委員と伊場委員の意見ですね。森山副委員長もそうでしたね。至誠一心会は、先ほどの話だったら公開か非公開かよく分からなかったんですよ。その辺りをお聞きしていいですか。そうすると、議会運営委員会の方向性が大体見えてくるんです。笹木委員、いかがですか。公開か非公開かで先ほどからいろいろ意見が出ていますよね。みらい21の大井委員にしても、創政会の伊場委員、森山副委員長にしても、山田議員がおっしゃったような前提で慎重に基本条例を扱っていくべきだが、検証は公開の場である議会運営委員会で行っていくわけですから、その前の全議員での議論は非公開でいいんじゃないかという意見なんですよ。至誠一心会の意見は、非公開か、公開かがはっきり見えなかったのでお聞きしているんです。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたように、我々はまだ検討の過程にありますので、そういった方向性の中で公開ということを求めているものではありません。

宮本政志委員長 意味が分からない。

笹木慶之委員 もともと公開でいいんですよ。いいんだけど、まだ検討の過程にあるわけだから、しっかり議論する場はやはりそれはそれとして、非公式でしっかり議論すべきだということを申し上げている。

宮本政志委員長 ということは、非公開ということが至誠一心会の結論ということよろしいですか。

笹木慶之委員 何回も言いましたように、原則的には公開です。ですが、意思決定がまだされてないような、しっかり議論している場合、いわゆる研究している場合については、やはり非公開という形の中でしっかり議論した方向性の中で使うべきだということを申し上げているわけです。

宮本政志委員長 5分ほど暫時休憩を入れましょう。

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 46 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど基本条例の検証に当たっては、その前に全議員で基本条例の議論をしていくこと、そして、それは政策討論会の位置づけではないというところまで決まりました。公開、非公開に関しては、先ほど森山副委員長がおっしゃった点かな。

森山喜久副委員長 改めて述べます。「議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。」と書かれています。このたびは、全議員で協議する場、意見を聞き出す場を基本条例の検証の前段として設けようとしているので、この委員会等には該当しないと認識しております。

宮本政志委員長 森山副委員長から今の非公開の根拠についての意見がありました。それから、みらい21、創政会、至誠一心会からの意見も聞きました結果、原則非公開ということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、非公開で行っていきます。いつ頃着手するかという件、あるいは、本会議場なのか委員会室なのか大会議室なのかという場所の問題もございます。それから、どのように運営を進めていくかということもございます。その辺りはそう時間を置いて決めていくわけにはいきませんので、よろしければ議長、それからこの議会運営委員会で一任していただければと思うんですが、よろしいですか。（「委員長一任で」と呼ぶ者あり）いや、議会運営委員会です。各会派の意見も集約しますから、議長と議会運営委員会のメンバーであらかた方向性を定めて、当然事務局にも入ってもらいますけど、そういう形によろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項1点目、議会基本条例の検証については終わりたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは2点目、政治倫理条例についてです。こちらは今後どのような形で進めていくかということも踏まえて、御意見等はございますか。

吉永美子議員 政治倫理条例は必要だと思っております。ただ、審査のやり方として、以前より申し上げておりますが、議員ではない第三者に審査員として審査していただくのがベストだと思っております。

宮本政志委員長 第三者というのは、要するに附属機関のようなものを設置して、そこに政治倫理条例の見直しも踏まえてお任せしたいということですか。今、吉永議員から御意見が出ました。

伊場勇委員 第三者という御意見でございましたが、この条例については、本市は政治倫理審査会を開催していろいろ経験しており、プラスしてアドバイザー制度でお二人の先生がいらっしゃいます。我々のことなので、まず我々がしっかりおかしいところや変えていくべきところは話すべきかと思います。その結果に対して少し御意見を頂く第三者の方がいてもいいかなと思いますが、我々が責任を持ってすべきと考えます。

大井淳一郎委員 吉永議員が言われたのは、政治倫理条例の見直しをする際の政治倫理審査会の在り方についての意見だったと思います。倫理条例の改正は我々が議会運営委員会を中心にやっていくことではあるんですけど、吉永議員が言われるのは、その過程で政治倫理審査会について附属機関として第三者機関でやるべきではないかという御意見でした。今から話そうとしているのは、あくまでも政治倫理条例の見直しをどう着手していくかという話なので、これは伊場委員が述べられたように、条例の問題点をまず出して、それに基づいて改正していくと。その過程で吉永議員が言われた政治倫理審査会の在り方についても検討すべきだろうと考えます。

宮本政志委員長 みらい21は、政治倫理条例の改正見直しについて、会派の意見はありますか。

大井淳一郎委員 この議論はずっと続いておりますので、その中での話を申し上げますと、政治倫理基準、つまり第3条第1号は包括的な捉えられ方をしているので、これをどうするかを検討すべきだと、なくすこともあるし、残したままというのも当然ある、存廃について議論すべきだと思います。というのは、政治倫理審査会の意見でもありましたね。附帯意見を受けての発言です。もう一つ考えられるのは、政治倫理の調査請求が、議員については3人からの請求でできるということ、市民については100人がどうかという議論もあるかと思います。この調査請求

権の範囲、対象というか、どれぐらいからやるかということは少し議論すべきだと思っております。それと、政治倫理審査会の在り方については、議員が議員を審査するというのはどうかということもありますので、これはまだ結論めいたものではないのですが、政治倫理審査会の在り方や構成は少し考えるべきではないかと思っております。

宮本政志委員長 吉永議員、すみません。私も伊場委員と同じで少し間違った解釈をしたんですけど、政治倫理条例の見直しを第三者に委ねるのではなくて、政治倫理審査会が開催された場合は、議員の中で審査会をつくるんじゃないくて、第三者機関、つまり附属機関を設置してということによろしいんですね。

吉永美子議員 第6条に政治倫理審査会の設置があります。審査会は委員8人で組織し、議員のうちから議長が任命すると、つまり議員がするとなっています。そうではなくて、第三者という形でしていただきたいというところです。先ほど大井委員が言われた第3条第1号ですね。このところは失念していましたが、これは大変大きな議論となっておりましたので、この辺の文言についてはどうなのかという議論は絶対にすべきだと思います。

宮本政志委員長 よく分かりました。そのほかに御意見はありますか。

伊場勇委員 今日は問題点を洗い出すところかなと思います。まず、第3条第1号です。会派でも話しました。第1号が曖昧で抽象的なので、そういう部分は解釈しやすいようなものに変えるべきかと思います。また、第3条についてももっと具体化すると。例えば、今、SNS等での情報発信がいろいろなハラスメントになるなど、そういった部分も多々見受けられます。そういう部分についても明記したらどうかと思っているところです。第5条の調査請求についても、要件については、政治倫理審査会は重いものだという認識があるので、もう少し要件を厳しくするべき

かと思っていますところがあります。次は、第6条です。審査会の設置については、吉永委員の御意見もありましたが、参考にして方向性をしっかり決めるべきだと思います。あとは第7条です。これは二重罰の問題があるかと思っています。こちらについてもこの具体的な措置を書くべきかどうかについては問題かと思っています。続いて、第9条の秘密会です。これは必要と思っています。あとは第11条の守秘義務です。この守秘義務も現状に合わせて必要かなと思っています。ということでございまして、それぞれの問題点は言ったとおりでございしますが、問題点というか気になるところに加えて、逐条解説もこの条例については必要かなと思っています。解釈を間違えないようにするために、そこも併せて制度をしっかり整備する必要があると考えております。

宮本政志委員長 政治倫理条例の結論が出るわけではないですけど、こちらも先ほどの基本条例の検証に伴って政治倫理条例の見直し等も近々に着手していこうと思っていますので、今、皆さんの御意見をいろいろお聞きしているわけですが、そのほかはございますか。

山田伸幸議員 見直すべき点は三つあります。一つは政治倫理基準の明確化です。制限列記するのであれば、誰が見ても判断できるようなものにしておくべきということ。二つ目として政治倫理審査会です。ここも議員が果たしてそれにふさわしいかと考えたときに、私はもっと専門性の高い人を選任すべきではないかなと思っています。そして調査請求権については、これも見直しが要るのではないのだろうかと思っています。議員なら3人、市民なら100人という点ですね。これについても見直していく必要があるんじゃないかなと考えております。

宮本政志委員長 そのほかはございますか。今、吉永議員と山田議員からは、附属機関の設置、第三者機関である審査会という御意見が出ております。この附属機関の設置というのは、違法、適法含めて様々な問題を幅広く、そして深く議論するようになると思いますので、その辺りは皆さんに持

ち帰っていただいてまた議論をしていくわけですけど、至誠一心会はどうですか。笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 会派の中で今しっかり議論しておりますので、あえてそれ以上のことは申し上げません。

宮本政志委員長 あえて議論をしているので、この場では申しませんじゃなくて、この場が申す場です。至誠一心会はまだ議論してないというか、結論が出てないということやね。今後、この付議事項２点目の政治倫理条例の改正、見直しを議会運営委員会で早々に着手していきたいと思います。それぞれ持ち帰っていただいて議論を深めていただければと思います。そのほか、この付議事項２点目について何かございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）１１時になったので、暫時休憩します。

午前１１時 休憩

午前１１時１２分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。付議事項３点目、服装の自由化についてです。６月定例会の委員会で試行的に始めたわけですが、今後も踏まえて服装の自由化について御意見がございましたら、お願いいたします。

伊場勇委員 当会派では、６月に本会議以外で自由化して取り組んだ中で、まだもう少しどういった効果があるのかということも続けるべきかなと思いますので、９月定例会の本会議以外を現状のまま続けていって、そこでまた検証するべきと思います。

宮本政志委員長 ということは、６月定例会で試行的に行ったことを９月定例

会に向けて、定例会だけじゃなくて閉会中も踏まえて、今の流れをしばらく継続していきましょうということですね。そのほかに何かございますか。

大井淳一郎委員　6月定例会で、僕も少し勘違いしていました。委員会について、一般会計予算決算常任委員会では、分科会のほかに全体会を議場でやるんですよ。議場でやるから従来どおりの服装でいくのか、自由化した格好でいくのかっていうところがあって、僕は両方用意していたんです。周りはカッターシャツを着ているから、ラフな服装の上にカッターシャツを着たという状況でした。議場だからカッターシャツを着るのか、委員会ということを重視して自由な服装でいくのか、結構迷ったところであります。9月については、伊場委員が言われるように同じようにやってみて、最終的に本会議等に結びつけるほうがいいと思います。全体会はこれで行くかは、また考えたいと思います。ただ、我々は服装の自由化をやっていますけど、帽子とかつえとかを禁止しているということで、カッターシャツを着なさいなどとは書いていないので、そこは改めて皆さんで共通認識を図っておかなければいけないと思っています。

（「なるほど」と呼ぶ者あり）

宮本政志委員長　そのほかに御意見はございますか。臨時会がなければ、9月定例会で一般会計全体会を本会議場でやります。委員会ということのみで考えれば、場所を抜きにすれば、それは議場での一般会計予算決算常任委員会でも服装は自由化ということになりますが、やはり本会議場はある程度きちんとした格好、従来どおりのクールビズが……。これは男性議員が前提になりますけど。本会議場は本会議場でということも出てくるでしょうけどね。その辺りも踏まえて、ほかに御意見はございますか。今、みらい21と創政会は、継続していきましょうと。本会議場ですよね。場所については二つとも結論が出ていないね。9月定例会に向けて、今から結論出していくということです。

伊場勇委員 本会議以外はもう自由化でいいのかなと思っています。実際に取り組んでみて、やはりその雰囲気が少し変わってきている感覚を受けていて、自由闊達な意見がより出やすくなっているという感覚です。肌感覚でそれを感じているので、もうちょっと続けてみるほうがいいのかというところです。

宮本政志委員長 伊場委員は、一般会計の分科会長報告のときには自由な服装で分科会長報告をされましたね。そのほかに御意見はございますか。

吉永美子議員 あえて申し上げなければならないんですけども、私が前に申し上げた本会議場というところが、市民から負託を受けて、全ての活動に負託を受けているんですけども、予算決算のところで江藤教授が「本当に前の日に眠れるのか」って言われたぐらい大事なところで決断しなきゃいけないというところでもって考えていくのに、やはり服装という部分では、本会議はこれまでどおりをやっていくべきだということを申し上げさせていただいたので、だから一般会計全体会であっても、市民から見たときにはどっちというのは分からないのが現実だと思っていて、本会議場はこれまでどおりがいいのではないかと私は感じました。

大井淳一郎委員 先ほど述べたことと少し関連するんですけど、吉永議員の言われるとおりの、緊張感を持って議決に当たるのはそのとおりだと思います。その意味で、服装は正装に近いもので行うという考えももちろんあるし、服装にこだわらずに同じ気持ちでできるという議員もいる。先ほども言いましたように、カッターシャツとかスーツとかを着てはいけないというわけではないので、「自分は、スーツやカッターシャツで臨むんだ」という人に対しては、別にそれを止めるつもりはないです。今の話はそうではなくて、もうちょっと自由に行こうということです。スーツやカッターシャツを着てはいけないということではありません。着て来る人を止めるものではないので、そこは皆さんの中でこの議論を進める中で、前提として共通認識を持っておいたほうがいいという

意味で先ほど述べさせていただきました。

宮本政志委員長 そのほか、委員外議員の方はよろしいですか。

山田伸幸議員 一番気をつけておかなくちゃいけないのは、自由だということ
を逆手に取ってやりたい放題というのは困るんですよ。だから、その辺
の歯止めというのがどこにあるのか、何らかの基準が要るのかと思いま
す。中には、逆手にとって自分の主義主張をプリントした。しかも２人
分ぐらいの席を取るようなものまでつくってくると……（発言する者あ
り）そういう可能性だってあるわけですよ。ですから、やはりその辺は
明確化しておかないといけないと思いますね。こちら側の意図するもの
とは違う判断をする人がこの世の中にはいるということが、この間あち
こちで見受けられた。選挙中に好き勝手やった人もいらっしゃいますし、
ポスターを好き勝手貼っている人もいらっしゃいます。その辺はちょっ
と気をつけておかなくちゃいけないと思いました。

宮本政志委員長 そうですね。服装の自由化を進めていく議会運営委員会の議
論の中でも、委員外議員に前回来ていただいて、ルールづくりというの
もありました。ルールづくりは非常に難しいだろうと。だから、議員の
品位あるいは良識ということを前提に、それから、本会議であれば議長、
委員会であれば各委員長がそれぞれ議事整理権を持っているわけです。
取りあえず、今は委員会からの自由化ですから、各委員長の判断に任せ
ましょうというのが現状ですね。ただ、先ほど吉永議員がおっしゃった
ことも踏まえて、本会議場での服装に関する御意見もございましたし、
伊場委員、大井委員がそういったことも踏まえた意見を出していらっし
やるんです。そうしますと、９月定例会に向けて本会議も自由化するん
じゃなくて、この６月定例会で試行的に始めたことを継続していこうと
いうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田伸幸議員 ということは、本会議は違うよと。本会議場でやる一般会計予

算決算常任委員会の全体会は、結局どうなるんですか。

宮本政志委員長　ですから、今その件で6月定例会……

岡田議会事務局議事係長　議論の途中で大変申し訳ございません。このことについて、少し補足をさせていただければと思います。服装の自由化につきましては、第25回議運決定事項の決定事項1番に規定されております。その内容の概略を説明させていただきますと、6月定例会においては、委員会中心主義の観点から自由闊達な議論が求められる委員会において議員の服装の自由化を施行することとされました。そして、本会議を含めた委員会以外の場における服装の自由化、傍聴人の服装の自由化、例規改正の必要性の有無などは継続して議論することとされました。そのようになっておりますので、文言どおりに取れば、一般会計予算決算常任委員会は委員会です。そして、先ほど伊場委員が本会議以外の場で服装が自由化されているという旨をおっしゃったと思うんですが、こちらは逆でして、委員会では服装が自由化されており、本会議を含めた委員会の場以外ではまだ議論が継続中ということですので、その点に気をつけていただければと存じます。

宮本政志委員長　今、第25回議運決定事項に目を通しますと、本会議を含めた委員会以外の場における服装の自由化ということで報告していますね。それと、一般会計予算決算常任委員会全体会は本会議場で行っていますが、これは委員会ということでやっています。議会運営委員会で決定したことは、本会議場で行った一般会計全体会での服装の自由化は何ら問題ないという結論にはなっていますね。あとは会議規則第152条との関係も出てきますけど、もし会派で意見が出ていればお聞きしますが、これはまだもう少し時間がかかりますね。会議規則第152条については、先ほどから御意見が出ませんからね。これは今後決めていかないといけないですね。その有無についてね。会議規則第152条「議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、かさの類

を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。」の存廃や改正などね。これは今後の議論としていきましょう。そうすると、服装の自由化は、先ほどの伊場委員の発言に関しては、正確に訂正していただきました。9月定例会に向けては、現状維持ということ。ただ、9月定例会の前には、会議規則第152条も踏まえて全部決定事項にしますので、先ほど吉永委員がおっしゃったことも報告の中に入ってくる可能性も検討しながらまた議論していきましょう。そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項3点目が終わったので、付議事項4点目に入ります。厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について。これは資料がありますね。こちらについて御意見はございますか。

伊場勇委員 厚生年金加入の要請をするかどうかということですが、私の会派としては、今までずっと議論を先延ばしにした部分であると認識しております。これは全国議長会から来たものでございまして、意見書については趣旨を鑑みて、要請文についても本市議会から出すべきであると会派の中では結論づけており、そのように進めていけたらと考えております。

宮本政志委員長 今、創政会代表からは、これを進めていこうというというのが会派の意向ということでした。ただ、これを実際に進めていくに当たって、具体的な数字というか、どれぐらいの負担が市に発生してどうだという辺りの資料が必要になってくると思うんですけど、資料の作成にはもう少し時間がかかりますか。

岡田議会事務局議事係長 資料の件について御説明させていただきます。厚生年金は、厚生年金保険法に基づいて国が行っている制度でございます。ですので、保険料率も法律で決まっております、令和2年9月からは、一律18.3%、そして、労使で負担を折半ということで、雇用主側が

18. 3%の半分を負担し、そして、労働者が半分を負担するという制度になっております。そのため、議員の皆様は役職により報酬等も少々違うところではございますが、現在の構成に合わせて計算することは可能でございます。ただ、市の人事部門に少し助言を頂きましたところ、どうやら保険料以外にも事業者には別で発生する負担金もあるようでございますので、その辺りを慎重に協議をしながら数字を出したいと思えます。また、ただいま山陽小野田市議会におきましては議員定数22名のところ、1名欠員で21人となっております。資料を作成するに当たっては、定数の22人で出したほうがよろしいでしょうか。こういった資料を出すかなどは、また委員長と協議させていただいてよろしいでしょうか。

宮本政志委員長　そうですね。今の係長の説明からいきますと、少し時間がかかりますね。どれくらい市が負担して、議員もどれくらいというその資料がないと、なかなかこれは結論出しにくいかな。それも踏まえて、何か月もかかるようなものじゃないでしょうか、その資料が整い次第、こちらに関する結論を出していきましようか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

笹木慶之委員　一応御意見を申し上げておきます。厚生年金保険法の関係で適用の関係がありますが、いろいろな年金制度があるように伺っております。ついては、関連する法律について、必要であればやはり説明を求めることが必要じゃないかと。我々の会派の中ではそういう議論がありましたので、そういった要請についてはお願いしておきたいと思えます。法律や制度がいろいろ動く中で、もう一度申し上げますが、保険料率などいろいろなことが関係することがあるかもしれません。それについては必要とする説明をしてほしいという要請がありましたので、申し上げておきたいと思えます。

宮本政志委員長　2点お聞きしたい。説明してほしいというのは、先ほど岡田

係長が説明した、今からこういった資料を出すということを説明してほしいんでしょうか。それとも、それ以外に何か説明してほしいことがあるんでしょうか。

笹木慶之委員 もともとの原点のものについては当然のことですが、それに関連する事項で必要とするものについては説明してほしいという要請があったということを申し上げておきたいと思います。

宮本政志委員長 その辺りは先ほど事務局が説明しました。先ほどの説明の中で、「もし漏れていたところがあるのであれば、資料を用意してもらって説明してほしい」というのは、執行部を呼んでということですか。どなたに説明してほしいということですか。

笹木慶之委員 いろいろな適用があるかもしれないので、それについてはどのような負担料率であるかということも含めて、ひとつ説明してほしいということがありました。

岡田議会事務局議事係長 ただいまの説明の件でございますが、先ほど私が申したように、例えば保険料率が何パーセントであるとか、事業者がどれぐらい負担をしなければならないとか、もし議員の皆様にも適用されればどれぐらい負担をしなければならないとか、そういったことは数字で出せると考えます。ただ、それ以外の部分については、これは今後法制度化するに当たって議会としての意思を示す意見書を採択してほしいということであり、実際に制度化されているものではないので、そこについての説明というのは、まだないものでございますので、説明が難しいと考えております。

笹木慶之委員 今の原点の部分についての説明がありました。それについては了解しているんですけど、ややもすると起こり得るということを懸念している者がいるようです。ですから、万が一何かあれば、それについて

はもちろん説明ができない場合もあるかもしれないけど、できれば説明してほしいということがあったことを申し上げておきたいと思います。

宮本政志委員長　今おっしゃっている意味は、例えば、現厚生年金加入者は新たに議員の厚生年金加入が始まった場合にはどうなるんだかということなどですか。ちょっと分からないけど、先ほど岡田係長が言ったように、法整備が終わっていて、9月や10月から施行されますよというのであれば、その前提で答えがあるでしょうけど……、しかもそれを事務局が答えるのか、担当課を呼んできて答えるのか、議会運営委員会の私が答えるのかということのも分からない。今からこういったことを法整備してもらえないかということの採択ですから、笹木議員が今言われることってというのは回答が出てこないとは思いますが。何か参考になるような追加資料があれば、事務局には手間をかけるけど、お願いします。それでは、付議事項の4点目に関してよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項5点目の陳情書に入る前に、一旦休憩に入ります。

午前11時33分　休憩

午前11時43分　再開

宮本政志委員長　それでは、委員会を再開いたします。続きまして、付議事項5番目です。陳情書の審査において検討事項がいくつか挙がっていました。それについて各会派に持ち帰っていただいたと思うので、御意見をお聞きしたいと思います。資料を説明してもらいましょう。

岡田議会事務局議事係長　それでは、付議事項5番の陳情書の審査において挙げた検討事項について、資料1を御用意しておりますので御説明します。こちらは、以前に市民の方からの陳情を審査された上で、委員長から「議会における公務を明確化する必要があるのではないか」という意を受け

まして、事務局と委員長で話し合い、作成させていただきました。上から読み上げさせていただきます。まず、議会における公務とは何だろうかというところで、「議会が法律、条例等に基づいて議会活動を行っているときにおける議員の活動」と定義してはどうかということで調整いたしました。そして、2番目の議会活動について、1番で「議会活動」という言葉が出ましたので、それは何だろうかと定義するに当たり「合議制議事機関である議会の構成員としての活動」ではないかと提案させていただいております。こちらは、「参考」と書いてある文献等を参考にさせていただきます、委員長と調整しております。この1番、2番を踏まえて、それでは本市議会において、具体的に公務に当たるものと当たらないものは、それぞれ何だろうかということで3番と4番を調整しております。まず、公務に当たる例としましては、(1)から(6)までです。代表的なものを申し上げますと、開会中の本会議や委員会への出席、各種地域のイベント等に議長が御挨拶等で出席すること、また、その場合に他の公務と重なってしまっただけで代理を立てられることがございますので、そういったところへ出席すること、そして、議会代表あるいは委員会の出張、これは委員会視察とか議長会への出席とかでございます。そして、全員協議会や本市議会において議員派遣を取っているものへの出席です。これは議会報告会、モニターとの意見交換会、市民懇談会などで、ほかにもございますので「等」としております。そして、今度は反対に、1番、2番を踏まえて公務に当たらない活動の例といたしましては、会派活動や議員活動。こちらは、会派や無所属議員の視察や住民相談等になっております。そして、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動、これらは公務には当たらないのではないかとということで示させていただいております。資料については以上でございます。

宮本政志委員長　今、資料1について事務局から説明がございました。分かりやすい資料ですね。これを踏まえて御意見等はございますか。

伊場勇委員 公務や議会活動については、分かりやすく、改めて認識することができました。これはまた全員協議会で各議員にも再度認識していただきたいと思います。このたびの陳情では、公務に欠席したというところがスタートでありました。それについては、やはり欠席届が必要かと思っています。公務は何かということは決まっていますので、やむを得ない事情で欠席される場合は事情も踏まえてしっかり届けを出すのが基本だと思います。現在欠席届がない公務については、それが記載できるようなものを準備して、欠席届が後日になる場合もあるかと思いますが、必ずその欠席届を提出するというような仕組みを構築するべきと考えます。

宮本政志委員長 伊場委員から、新しい欠席届を作成して提出していくという御意見が出ました。

大井淳一郎委員 私も同意見です。この陳情は山田議員に対して出されたものではありませんけれども、私たち議会全体に対して、公務とは何か、それに対する届出等の在り方はどうなのかという意味で大変重要な陳情であったと思います。伊場委員の言われるとおり、公務とは何かについては分かりやすい資料が出ておりますので、それについての欠席届を作成して書面での手続をすべきだと考えます。

笹木慶之委員 先ほどの本会議、いわゆる市議会の公務の例ということで詳細が掲げてあります。これについては一応理解していききたいと思います。その中で一つ確認しておきたいことは、実は先日防災フォーラムがあって、公用車を使っているわけです。この場合には、これは公務なのかどうなのかという疑問が出てきたわけです。これについて、やはり今後何がしかの手続をするべきなのかどうなのかというのは少し検討しなくちゃならない。我々が行く場合になれば、あくまで個人的な車で行くということではありますが、その中では市の職員も、それから議員も移動したということがあります。あえてどうしようとは思いませんけど、何かしら今後の問題が起こってくるとするならば、やはり整理していくべ

きじゃないかと思えますけど、どうでしょう。

宮本政志委員長 笹木委員、今の件に関しては後ほど事務局に聞きますけど、私が確認したいのは、欠席届が新たに必要であれば、欠席届を作成して提出していくべきだということが、創政会とみらい21から出ましたので、その点について至誠一心会の御意見をお聞きしたいんですけど。

笹木慶之委員 それは特に問題ありません。

宮本政志委員長 それでは、新たに欠席届が必要な場合、様式等はサンプルも踏まえて具体的に決めましょう。

伊場勇委員 公務は様々ありますので、一つ一つ作るとたくさんの様式を用意しなければいけないと思います。流用できるようなものがないかなと思います。それはまた委員長と事務局で調整していただけたらと思っています。（「はい、そうですね」と呼ぶ者あり）

宮本政志委員長 伊場委員がおっしゃるところ、つまり欠席届は必要だから今ないものに関しては新たに様式を整えて出していきたいと思います。これは、本日の議会運営委員会で決定しましたので、伊場委員の意見も踏まえて、事務局と私で様式等をもう少し詰めて提案して、次回の議会運営委員会で最終的にそちらも決定していきたいと思います。事務局、先ほどの笹木委員が言った、例えば防災フォーラムで公用車を使った場合は公務になるのかという解釈はどうなのかな。

岡田議会事務局議事係長 今、御説明させていただいた資料は、委員長と事務局とで協議しながら調整させていただいたものでございます。今笹木委員がおっしゃったような場合が公務に当たるのかどうかは、ケース・バイ・ケースであり、疑問等も今後出てくると思いますので、それについては公務がどういったものであるのかというところを踏まえて、議会運

営委員会の皆様におかれまして御議論いただけたらと存じます。それが公務に当たると判断されるかどうかによって、この資料で示させていたきました、1番、2番の定義も変わってくると思いますので、議論によって修正等を加えていただければと思います。また、公用車を使用することについて、例えば議長車を使用するということになりますと、基本的には公務に該当するからこそ公用車を使用しているとは考えております。しかし、例えば、執行部から招待があったものに参加することについては、どの視点で公務に当たると考えるのかが問題です。例えば、公務災害の公務に当たるとして、欠席届を出す公務とはそれと全くイコールなのか。今回俎上に乗っているのは、欠席届を出されるかどうかというところになりますので、そのときにふさわしい公務の定義は、皆様におかれまして議論をしていただければと存じます。

宮本政志委員長 仮に公用車を使用すれば全て公務に当たるという定義をつくれば、公用車を使う前提で欠席する時は欠席届がいるとなります。例外的なものが発生したときに解釈が難しくなることもございますので、今、事務局から説明がありましたように、それぞれ会派に持ち帰っていただいて、欠席届は新たに作成して、必要だから提出していこうとなったわけですから、対象を今後議会運営委員会でも議論していったら、詳細が決められれば……非常にシビアで難しいと思うけど、その辺りを会派でしっかり議論してもらっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
笹木委員、よろしいですね。（うなづく者あり）それでは付議事項5点目に関して、そのほかに何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
では、（6）に行きましょう。山陽小野田市地方卸市場の陳情書です。この審査を求める陳情が出ていますが、この所管を決めないといけないですね。

岡田議会事務局議事係長 説明の途中で申し訳ございません。ただいま議長が所用のため席を外していらっしゃいますので、事前に伺っていることをお伝えしたいと思います。こちらは令和6年6月28日に収受させてい

ただいたものでございます。通常の取扱いですと、今日よりも先の議会運営委員会での取扱いとなるところでございますが、産業建設常任委員長から議長に対して、この陳情に至急取りかかりたいという申出がありまして、議長がそれを受けられ、本日の議会運営委員会に諮問されるおつもりであると同っておりますので、申し添えさせていただきます。

宮本政志委員長　今、岡田係長から説明がございまして、この陳情書に関しては議会運営委員会が議長から諮問を受けておりますので、あとはその所管についてです。今、岡田係長が産業建設常任委員長からと言われたんだけど、所管は産業建設常任委員会よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、（６）はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、（７）その他に入ります。何かございますか。

森山喜久副委員長　以前の議会運営委員会で、議長から「明るいまち」の記事について問題があるのではないかという指摘があったと思います。その記事をきちんと入手して、議会運営委員会でしっかりと確認議論していく必要があるという発言をさせていただいたところであります。「明るいまち」の記事を入手できましたので、次回の議会運営委員会で、検討課題に上げていただけたらと思います。

宮本政志委員長　森山副委員長から「明るいまち」に関して、大分前の話になるけど、議会運営委員会で資料を副委員長が入手してからということでしたが、入手できたと。委員会に提出できるということです。こちらの件に関しては、議長から諮問を受けて少し時間がたっておりますんで、緊急に扱いたいですけどよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。各会派のほうで議論を深めてください。そのほか、委員の皆さんからございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局はありませんか。

岡田議会事務局議事係長　今、調査委員会を御決定いただきました陳情書につ

いてですが、こちらは本委員会終了後、直ちに調査委員会として決定していただきました産業建設常任委員会の皆様に御送付し、今日の決定をお伝えするということによろしいでしょうか。

宮本政志委員長　お願いします。事務局、その他は大丈夫ですか。（うなずく者あり）よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時　散会

令和 6 年（2024 年） 7 月 4 日

議会運営委員長　宮　本　政　志